

# Vリーグ機構役員推薦委員会規程

最終改定日：平成30年11月21日

## 第1条〔目的〕

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）は、定款第26条に定める理事および監事の候補者の選出について、当法人の社員並びに当法人に関わる全ての関係者にとって、透明性が高く円滑な選考を行うため、Vリーグ機構役員推薦委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。

## 第2条〔役員推薦委員会の役割〕

本委員会は代表理事会長の諮問により、下記の業務を行う。

- ①改選期における理事候補者の推薦
- ②改選期における監事候補者の推薦
- ③任期満了前に退任した理事もしくは監事の補欠または、理事もしくは監事の増員の必要性が生じた場合における理事候補者もしくは監事候補者の推薦
- ④その他、代表理事会長から諮問のあった事項

## 第3条〔組織および委員〕

本委員会は、理事会の同意により代表理事会長が任命した、7名以上10名以内の委員により構成する。委員の内訳は次の通りとする。

- ①DIVISION1 男子チーム代表者 1名
- ②DIVISION1 女子チーム代表者 1名
- ③DIVISION2 および DIVISION3 男子チーム代表者 1名
- ④DIVISION2 および DIVISION3 女子チーム代表者 1名
- ⑤公益財団法人日本バレーボール協会(以下、「JVA」という)代表者 若干名
- ⑥学識経験者 若干名
- ⑦Vリーグ機構事務局長 1名

## 第4条〔委員の任期〕

- (1) 本委員会委員の任期は、委員に任命された日より、任命後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会終結の時までとする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5条〔委員長〕

- (1) 本委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、理事会の同意による代表理事会長の任命により決定する。
- (3) 委員長は、本委員会を代表し、議事その他の会務を主催する。
- (4) 委員長に事故がある場合は、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

## 第6条〔利益相反〕

委員は自らが理事候補または監事候補として審議の対象となった時は、当該委員に関する審議およ

び議決に参加することはできない。

#### 第7条〔会議〕

- (1) 本委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 本委員会は、委員長および全委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。
- (3) 本委員会の議決は、出席者の3分の2以上にあたる多数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、外部委員（JVA代表者、学識経験者）の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成しなければならない。
- (4) 委員の代理は認めない。
- (5) 議決の公正性が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると委員長が認めた場合は、関係者の傍聴を許すことができる。
- (6) 委員および前項に定める傍聴者は、知り得た情報を他に漏らしてはならず、退任後も同様の取扱いとする。

#### 第8条〔意見聴取〕

委員長は候補者の選定を行うにあたり、Vリーグ機構の健全かつ円滑な事業遂行および運営管理等に適した人材を代表理事会長に推薦するために、代表理事会長ならびに理事・監事から意見を聴取することができる。

#### 第9条〔候補者名簿の作成〕

本委員会は、代表理事会長に理事候補者ならびに監事候補者を推薦するにあたり、次の事項を記載した候補者名簿を作成しなければならない。

- ①当該候補者の経歴
- ②当該候補者を候補者とした理由
- ③当該候補者とVリーグ機構およびVリーグ機構役員との関係

#### 第10条〔役員候補者〕

本委員会が役員候補者を代表理事会長に推薦するにあたり、本委員会は予め当該候補者の承諾を得なければならない。

#### 第11条〔候補者の推薦〕

- (1) 委員長は、候補者の承諾を得たうえで第9条に定める候補者名簿を作成し、代表理事会長が定める理事会の期日までに、指定された員数の候補者および本委員会における審議の結果を代表理事会長に報告しなければならない。また、委員長は当該理事会に出席し、審議結果に至った理由を説明しなければならない。
- (2) 理事会は、本委員会が選定した候補者や審議の結果が不相当と判断した場合には、本委員会に対して再審査を求めることができる。

#### 第12条〔候補者の承認〕

本委員会の推薦に基づく候補者の承認は、理事会が行う。代表理事会長は定時社員総会の2週間以上前に、社員に対して理事および監事候補者を提案し、定時社員総会においてその承認を得なければ

ならない。

#### 第13条 〔報酬等〕

本委員会の委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した交通費等は、Vリーグ機構旅費規程に準じて支払う。

#### 第14条 〔改正〕

本規程の改正は、理事会の過半数をもって行う。

#### 付則

1. 本規程は平成23年11月14日から適用する。

#### <改定履歴>

平成26年2月20日	平成26年2月20日の理事会にて第6条の〔辞任〕の規定をなくし、〔利益相反〕の規定を追加した。また、第11条の1項に「指定された員数の」の文言を追加した。
平成30年11月21日	平成30年11月21日の理事会にて、リーグ再編成に伴い第3条の各カテゴリーの名称を変更した。